

仮 処 分 申 請 書

平成17年10月7日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

債権者ら代理人

弁護士	林	健一郎
同	井之脇	寿一
同	森	雅美
同	増田	博
同	小堀	清直

当事者の表示 - 別紙の通り

申 請 の 趣 旨

- 1 債務者は、債権者田尻に対し、各金 ----- 万 ----- 円を、債権者馬頭に対し、各金 ----- 万 ----- 円を、債権者八尾に対し、各金 ----- 万 ----- 円を、いずれも平成17年9月から本案判決確定の月までの毎月20日限り、それぞれ仮に支払え。
- 2 申し立て費用は債務者の負担とする。

申 請 の 理 由

第一 被保全権利

- 一 債権者らは、いずれも平成14年3月29日付「処分通知書」と題する書面により懲戒解雇処分に付された（疎甲第1～3号証）。
- 二 しかしながら、債権者らには懲戒解雇されるような事実は全くない。
 - 1 債権者田尻に対する懲戒解雇理由の不存在

- (1) 同人に対する懲戒解雇理由は次の通りであるが、いずれも処分理由となるものではない。

「債権者田尻は平成 11 年度の経済学部経営学科採用人事〔人事管理論および労使関係論〕に関する教員選考委員会の委員長であったが、その委員会において、公募書類に記載された科目のうち〔人事管理論〕を削除し、〔労使関係論〕だけでも採用を可とする方向で審議がなされ、教授会に採用候補者を〔労使関係論〕の教授として推薦したが、採用候補者の業績は〔人事管理論〕はもとより〔労使関係論〕についても科目不適合であり、経営学科の教授としては不適合である」というものである。

しかし、このような事実は全くない。採用候補者の業績は十分であり、公募の通り科目は担当できると判断したことに何ら誤りはない。

「第 4 回委員会で採用候補者と面接の上、投票をしたにも拘わらず、その結果を速やかに教授会に報告することなく、第 8 回まで委員会を延長した」ということが挙げられている。

しかし、これも全く処分理由になるようなものではない。田尻は委員会を延長したことなどない。委員全員の意見により、慎重な審議をしたにすぎないものである。

「投票において、科目不適合を理由に『否』と投じた主査に対して、副査と交代すること、あるいは副査の書いた業績評価書に連署することを迫ったなど、不当な議事運営が行われた」というものである。

田尻は主査に対し、副査の書いた業績評価書に連署を迫るなどしていない。また、田尻が不当な委員会議事運営を主導したという事実も一切ない。

- (2) 以上の通り、債権者田尻には懲戒解雇されるような事実は全くなく、同処分は明らかに違法である。

2 債権者馬頭に対する懲戒解雇理由について

- (1) 同人に対する懲戒解雇理由は次の通りであるが、何ら処分されるようなものではない。

「債権者馬頭は平成 11 年度の経済学部経営学科採用人事〔人事管理論および労使関係論〕に関する教員選考委員会の副査であったが、採用を可とする 4 名の意に添うべく主査報告に代わる業績評価報告書を作成した」という。

馬頭は委員会の議決に従って業績評価報告書を作成しただけのことであり、これが処分理由になるなどおよそ考えられない。

「馬頭が作成した業績評価報告の結論は『採用候補者が本学の〔労使関係論〕当教授に適任である』とするものであったが、実際には採用候補者の業績は〔人事管理論〕はもとより〔労使関係論〕についても科目不適合であり、採用候補者はそれらを担当する経営学科の教授としては不適合と言わざるを得ない。その結果、同人は業績評価報告書（重要な公的文書）の虚偽記載により教授会をあざむく評価書を作成したと認められる」というものである。

しかしながら、選考委員会は公募 2 科目の担当能力を真剣に検討し、1 人に絞られた採用候補者は〔人事管理論〕〔労使関係論〕いずれも担当できると判断し、教授会に推薦したものである。選考委員会の学問的判断は教授会でも認められたものであり、これを債務者が一方的に科目不適合であるなどと決めつけて重大な処分にするなど、およそ大学では考えられないことである。

また、馬頭が委員会の結論に従って作成した「業績評価報告書」は候補者の論文の概要を適切に紹介したものであり、虚偽記載などどこにもない。

- (2) 以上の通り、債権者馬頭が懲戒されるような事実など全くなく、同処

分は明らかに違法である。

3 債権者八尾に対する懲戒解雇理由について

(1) 同人に対する懲戒理由も、処分の対象となるようなものではない。

「同人は平成11年度の経済学部経営学科採用人事〔人事管理論および労使関係論〕に関する審査教授会が行われた際の学部長であったが、委員会運営の不当性を指摘する多数の教員の意見を無視して、多くの疑義ある内容を含む委員会の報告を是とする形での議事運営を行い、教授会審議を誤った結論に導いた」というものである。

しかし、このような事実はない。同人は議長として適正な議事運営を行い、投票の結果、委員会提案が承認されただけであり、処分理由などには全く当たらない。

次に、「同人は経済学部長として参加していた大学院開設準備委員会および新学部開設準備委員会において教学の一責任者でありながら、一貫して経営問題に介入し、開設準備委員会の議長であった学長の指示に従わず、議事進行を妨げた」というものである。

しかし、八尾が上記委員会の委員として大学の将来を心配し、意見を述べることは、むしろ当然のことである。また、同人が議長の指示に従わなかったり、議事進行を妨げたことなど一切ない。

第三に、「同人は学長を補佐すべき学部長としての責務を果たさないばかりか、学園の方針として理事会で決定された新学部（国際文化学部）の設置を否決した経済学部教授会の越権的審議を主導した」というが、このような事実もない。

第四に、「それら大学院、新学部増設の計画について、その誤謬が事実によって明らかになった赤字予測の恣意的なデータにもとづく文書を作成し、繰り返し学内外の多数者に送付した」というものである。

しかるに、八尾は客観的なデータに基づいて経営見通しを概算し、こ

れを関係者に提示して意見を述べただけのことである。八尾は文書を新增設計画と無関係な者に送付したこともない。八尾の学園財政に関する予測が決して誤っていなかったことは、その後の結果で明らかになっている。

第五に、「同人はこのような的外れの予想に基づき、学長に私信を送り、辞職を督促した」というものである。

前述の通り、八尾の学園財政に対する懸念は間違っただけではなかった。学長の間近で仕事をしてきた者の立場から私信を出したもので、これも懲戒解雇処分にされるようなものではない。

(2) 以上の通り、債権者八尾が懲戒解雇されるような事実はなく、同処分は明らかに違法である。

4 本件処分の著しい違法性

上記の通り、債権者らについて懲戒解雇の理由は全くない。債権者田尻、馬頭に対する処分は、いずれも同人らが債務者大学経済学部の教員選考委員会の委員として忠実に職務を遂行したにも拘わらず、債務者が一方的に不当と決めつけて懲戒解雇したというものであり、このような処分が大学でなされるなど驚くべきことである。

債権者八尾については、議長として教授会で議論し、採決しただけであり、また学内改革に意見を述べたにすぎない。学長に対する個人的な私信が懲戒解雇理由に当たるなど到底考えられない。

したがって、債権者らに対する本件処分は著しく違法なものである。

三 通常解雇と違法性

1 債務者は予備的に通常解雇の主張をなし、債権者らに対し平成14年10月25日付書面で解雇を通知した（疎甲第4～6号証）。同解雇通知によれば、債権者らが記者会見を行ったり、インターネットでメッセージを発信したことが背信的行為に該当し、これによって懲戒解雇処分の有効性を貶め、

債務者の名誉を毀損したなどという驚くべきものである。

しかしながら、債権者らが記者らの要請に応じて会見をしたりインターネット通信で事実を述べ、自己の行為が誤っていなかったと訴えることが解雇事由になるのであれば、もはや言論の自由はない。

2 したがって、債務者の本件解雇処分は著しい権利の濫用である。

四 裁判所の判断

1 鹿児島地方裁判所は、平成14年9月30日に懲戒解雇は理由がないとして、債権者らの地位保全、賃金の仮払い、研究室の利用妨害禁止などを認める決定をした（疎甲第7号証）。

債務者はこれに対し異議を申し立てたが、同裁判所により平成16年3月31日に上記決定の認可がなされた（疎甲第8号証）。債務者は同認可について貴裁判所に抗告を申し立てたが、後日これを取り下げている。

2 ところで、債権者らは平成14年11月19日に本案訴訟を提起したが、債務者はその係属中である平成15年10月以降、債権者らに対し賃金を支払わなかったことから、再び債権者らは平成15年10月15日に鹿児島地方裁判所に対し賃金の仮払いを求めて仮処分を申請した。そして、同裁判所は平成16年8月27日に仮処分決定をなした（疎甲第9号証）。同決定によれば、債権者らに対し賃金の仮払いについて平成16年9月以降第1審判決言渡まで認めている。

3 また、本案において、平成17年8月30日に債権者らの主張を全面的に認める判決が言い渡された（疎甲10号証）。

債権者らに対する債務者のなした本件処分が違法であることは、裁判所の度重なる判断によってもはやゆるぎないものとなっている。

第二 必要性

ところが、債務者は本案判決を不服として控訴し、これを理由に執行停止の申立をなし（疎甲第11号証）、債権者らに賃金の支払いをしないため、債権

者らは再び路頭に迷う状況に陥っている。

- 一 債権者田尻の平成13年の1ヶ月の平均賃金は金-----万-----円、同馬頭について1ヶ月の平均賃金は金-----万-----円、同八尾について1ヶ月の平均賃金は金-----万-----円である（疎甲第12～14号証）。
- 二 本件のようなあまりにも理不尽な処分によって債権者らは生計の手段を失い、収入の途が途絶え、研究費すら与えられず、家族を抱えて不安定な生活を強いられている（疎甲第15～17号証）。

第三 よって、本申請に及ぶ。

疎 明 方 法

- 1 疎甲第1～3号証（処分通知書）
- 1 同第4～6号証（処分通知書）〔予備的解雇通知書〕
- 1 同第7号証（仮処分決定書）
- 1 同第8号証（仮処分認可決定書）
- 1 同第9号証（仮処分決定書）
- 1 同第10号証（判決文）
- 1 同第11号証（執行停止決定書）
- 1 同第12～14号証（源泉徴収票）
- 1 同第15～17号証（陳述書）

添 付 書 類

- | | |
|------------|-----|
| 1 疎甲各号証（写） | 1 式 |
| 1 資格証明書 | 1 通 |
| 1 委任状 | 3 通 |

当 事 者 目 録

鹿児島市

債 権 者 田 尻 利

鹿児島市

債 権 者 馬 頭 忠 治

鹿児島市

債 権 者 八 尾 信 光

福岡市中央区大名2丁目10番43号 宮原ビル3階

(郵便番号) 810 0041

(電話番号) 092 714 2030

(FAX番号) 092 224 0892

債権者ら代理人

弁護士 林 健一郎

鹿児島市山下町9番31号 第一ボクエイビル

(郵便番号) 892 0816

(電話番号) 099 224 3303

(FAX番号) 099 224 3303

同 井之脇 寿一

鹿児島市金生町4番4号 藤武ビル5階

(郵便番号) 892 0828

(電話番号) 099 225 1800

(FAX番号) 099 225 0300

同 森 雅美

鹿児島市照国町17番14号 エクセレント照国301号

(郵便番号) 892 9841

(電話番号) 099 225 1441

(FAX番号) 099 224 0892

同 増 田 博

上記同所

同 小 堀 清 直

鹿児島市城西3丁目8番9号(〒890-0041)

債務者 学校法人津曲学園

上記代表者理事長 菱 山 泉